

各位

神奈川県行政書士会

新刊書 『(三訂版) 農業委員・農地利用最適化推進委員必携
農地・農業の法律相談ハンドブック』

のご案内について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび標記新刊図書が新日本法規出版株式会社より発行されました。

本書は…

令和5年4月から施行された「地域計画の創設」「農地中間管理事業の新たな仕組み」「農地法3条の下限面積要件の撤廃」などの改正が反映された最新版です。

農地制度に関する基礎知識や農地・農業に関する税制等、農業委員及び農地利用最適化推進委員だけでなく、農地・農業に携わるすべての方が知っておくべき知識が網羅されています。

つきましては、各位好個の実務書としてお役立ていただけるものと思料し、「成年後見実務マスター - 後見事務、後見監督人、任意後見、後見登記等 - 」と併せてご案内いたしますので、ご希望の向きは別添カタログ参照の上、下記要領にてお申込みください。

敬白

記

1. 書名および価格

新刊書 〈単行本〉

〔三訂版〕農業委員・農地利用最適化推進委員必携
農地・農業の法律相談ハンドブック

価格 4,400円(税込) 送料460円

新刊書 〈単行本〉

成年後見実務マスター
- 後見事務、後見監督人、任意後見、後見登記等 -

価格 5,720円(税込) 送料460円

※2書籍以上お申込みの場合、送料は発行所負担といたします。

2. 申込方法

裏面のFAX申込書(03-3235-7369)にてお申込みください。

3. 納品および
代金支払い方法

発行所より直接納品されます。代金は、ご注文品に同封の請求書により郵便局または全国の主要コンビニエンスストアおよび、料金収納端末設置店にてお支払いください。

また、請求書に記載されているバーコードからスマホ決済アプリ「PayPay」「au PAY」「d払い」でもお支払いいただけます。

※お客様都合による商品の返品はできません。万一、商品の不備・不良または注文した商品と受取った商品の相違による交換は、商品到着後1週間以内にご連絡ください。

※お申込みいただきましたお客様のお名前・ご住所などの情報は、ダイレクトメールのお届けなど発行所の営業活動に限り使用され、厳重に管理されております。

※この案内に要した諸費用はすべて発行所の負担です。

(発行所および
お問い合わせ先)

新日本法規出版株式会社

〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2-6

TEL 0120-089-339 FAX (03) 3235-7369

受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

(30-37070)

新日本法規出版株式会社 東京支社
 神奈川県行政書士会 申込受付係 行

お申込みはFAXにて FAX 03-3235-7369

【 申 込 書 】

<p>新刊書 〈単行本〉コード5100275 〔三訂版〕 農業委員・農地利用最適化推進委員必携 農地・農業の法律相談ハンドブック</p>	<p>価格 4,400円(税込) 送料 460円</p>	<input type="checkbox"/>	部
<p>新刊書 〈単行本〉コード5100274 成年後見実務マスター ー後見事務、後見監督人、任意後見、後見登記等ー</p>	<p>価格 5,720円(税込) 送料 460円</p>	<input type="checkbox"/>	部

※2書籍以上お申込みの場合、送料は発行所負担といたします。

☑上記書籍を代金後払いにて申込みます。

※太線内をご記入ください。

年 月 日	
<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	ご住所
フリガナ	
お名前 (名称)	(印)
TEL〈 〉 —	ご担当 (内線)
FAX〈 〉 —	

※電話番号による登録をおこないますので、必ず市外局番からご記入ください。
 ※お客様都合による商品の返品はできません。万一、商品の不備・不良または注文した商品と受取った商品の相違による交換は、商品到着後1週間以内にご連絡ください。
 ※お申込みいただきましたお客様のお名前・ご住所などの情報は、ダイレクトメールのお届けなど発行所の営業活動に限り使用され、厳重に管理されております。
 ※書籍の大幅な入荷遅延や在庫切れの場合は、発行所WEBサイトにてお知らせします。

30-001-37070

第1章 農業委員会に関する相談

- 1 農業委員と農地利用最適化推進委員の地位と役割とは
2 農業委員と農地利用最適化推進委員の権限等は
3 農地台帳とは

第2章 農地に関する相談

- 第1 農地の種別等
4 農地法上の農地とは
5 農業振興地域とは
6 国有農地とは
7 都市計画区域と農地制度の関係は
8 都市計画法に定める用途地域とは

第2 農地法3条関係(農地の売買・貸借等)

- 9 農地の売買や貸借をするための法律上の手続は
10 登記名義が亡父である農地において法定相続人が農地法3条の許可申請をすることは可能か
11 相続登記未了で、現に耕作している農地を貸したい
12 所有者が不明となった農地を貸借する方法は
13 農地を特定遺贈等する際の農地法の手続は
14 農地法3条の許可の要件とは
15 農作業に常時従事できない世帯員名義で農地を購入したい
16 後継者に農地の所有権を移転したい
17 共有名義の農地の持分を単独で所有権移転したい
18 農地法3条により賃貸している農地の所有権を取得することは可能か
19 農地の賃貸借と使用貸借の違いを知りたい
20 借りている農地を転貸したい
21 農作業常時従事要件が満たせないうちも農地の貸借は可能か
22 農地に区分地上権を設定するには
23 農地に地役権を設定するには
24 農地の競売に入札して農地の所有権を取得したい
25 抵当権が設定されている農地を貸すことはできるか
26 寺院に農地を寄附したい

第3 農地法4条・5条関係(農地の転用)

- 27 農地転用の許可と届出の区別と例外は
28 農地転用の手続と要件は
29 農用地区域の農地を観光農園の来客用の駐車場等に転用できるか
30 第1種農地をコンビニエンスストアの用地に転用できるか
31 建築条件付売買予定地を目的とした農地転用は可能か
32 第1種農地を「特別養護老人ホーム」若しくは「介護老人保健施設」の用地に転用したい
33 市街化調整区域の農地を建売住宅の用地として転用したい
34 農地に携帯電話用の電波塔を建てる場合の許可は
35 将来を見越して農地転用の許可を得て現況農地の所有権を取得したい
36 農用地区域や第1種農地に営農型の太陽光発電設備を設置できるか
37 市街化区域の農地を転用したい
38 農作物栽培高度化施設を設置したい
39 特定の土地売買に必要となる公有地の拡大の推進に関する法律の届出等とは

第4 農地の賃貸借の解約(農地法18条等)

- 40 農地の賃貸借の解約に許可や届出は必要か
41 具体的な転用計画がある場合、市街化区域の農地の賃貸借は解約できるのか

第5 遊休農地に関する措置(農地法30条~42条)

- 42 遊休農地に関する措置の仕組みを知りたい
43 相続税等納税猶予制度適用農地が遊休農地になると制度の適用が打ち切られるのか

第6 地目変更登記等

- 44 登記とは
45 登記地目が畑の土地に築30年の住居が建っているため、登記官の照会により地目変更したい
46 非農地判断とは
47 登記地目が畑の土地を非農地証明により地目変更したい
48 昔から残っている抵当権登記(休眠抵当権)を抹消したい
49 一筆の農地の一部だけを分筆して売却したい
50 農地法の許可が得られていない譲渡農地の仮登記とは

第7 農業経営基盤強化促進法

- 51 市町村が定める農業経営基盤強化促進基本構想とは
52 地域計画の策定と目的
53 認定就農者の位置付けとメリットは
54 認定農業者の位置付けとメリットは
55 農業経営改善計画に基づき農業用施設等を設置するときは農地転用の手続は必要ないか

第8 農地中間管理事業

- 56 農地中間管理事業とは
57 農地中間管理事業による農地の貸借の手続は
58 農地中間管理事業による農業経営及び農作業の委託とは

第9 農山漁村活性化法

- 59 農山漁村活性化法の対象地域とは
60 農山漁村活性化法の活性化計画とは
61 活性化計画作成のメリットとは

第10 市民農園等

- 62 市民農園を開設するための法律手続は
63 農地所有者自ら市民農園を開設したい
64 第三者による市民農園の開設の手続は
65 第三者が生産緑地で市民農園を開設する手続は
66 市民農園で収穫した野菜を販売したい
67 学校に隣接する畑を借りて学校農園を設置したい

第11 生産緑地

- 68 生産緑地とは
69 生産緑地の行為制限の解除の事由と手続は
70 特定生産緑地制度とは

第12 都市農地貸借円滑化法

- 71 都市農地貸借円滑化法による貸借の要件と手続は
72 都市農地貸借円滑化法により貸借するときの留意点とは

第3章 農業経営に関する相談

第1 農業者年金

- 73 農業者年金制度の概要と加入のメリットは
74 農業者年金の特例付加年金を受給するには

第2 法人

- 75 農地所有適格法人を設立したい
76 農地所有適格法人以外の法人形態で農業に参入したい
77 法人が必要な事業のために農地の権利を取得できるか

第4章 相続・親族に関する相談

- 78 遺言の方式や内容を定める際の留意点を知りたい
79 相続税対策に養子縁組は有効か
80 農業従事者の死亡後の手続は
81 法定相続人を確定したい
82 相続放棄する場合の手続は

- 83 遺留分としての財産の分与とは
84 後継者に財産を集約するために遺留分をあらかじめ放棄させるには
85 死亡した農地所有者に相続人がいない場合は
86 耕作権を相続した場合の手続は
87 法改正による相続登記の義務化とは

第5章 紛争に関する相談

- 88 共有農地の転用・処分に関し他の共有者の同意がとれない場合は
89 共有者が複数いる農地を単独所有したい農地を時効取得したい
90 所有する農地に無断で廃棄物を捨てられた場合は
92 農地の筆界(境界)に争いがある場合の解決方法は
93 農地を売買し農地法の許可申請をしたが不許可になった場合は
94 農産物の販売代金が支払われないときの対処方法は
95 農地の賃貸借の解約等の紛争解決の手段を知りたい

第6章 税金に関する相談

第1 相続税・贈与税

- 96 相続税の仕組みと計算方法は
97 法定相続人でない者が遺産で遺産の一部を受け取った場合の申告は
98 相続税の申告期限までに遺産分割協議が調わない場合は
99 預貯金等がなく相続税を納付できない場合は
100 相続税の申告・納税に備えて生前にどんな準備をすべきか
101 暦年課税と相続時精算課税の違いは
102 贈与年度と農地法3条1項の許可年度が異なる場合の贈与税申告年度は

第2 相続税等納税猶予制度

- 103 農地に係る相続税納税猶予制度とは
104 相続税納税猶予制度適用農地は転用ができないか
105 相続税納税猶予制度適用農地が収用された場合の特例措置は
106 相続税納税猶予制度適用農地の買換えの特例とは
107 相続税納税猶予制度適用農地を貸したい
108 農作業の委託は農地に係る相続税納税猶予の確定事由に該当しないか
109 農地に係る贈与税の納税猶予制度の適用を受けたい
110 相続税納税猶予制度適用農地を生前贈与したい

第3 所得税

- 111 新規就農して開業した場合の税務上の手続は
112 農業経営で赤字の場合にも確定申告は必要か
113 農業経営基盤強化準備金制度とメリットは

第4 譲渡所得税

- 114 農地を売った場合に課税される税金は
115 農地の取得価額が不明な場合は
116 農業振興地域の農用地区域の農地を売買したときの税の控除は

第5 固定資産税等

- 117 農地の固定資産税はなぜ安いのか
118 農業用資産の償却資産税と減価償却とは

第6 消費税

- 119 インボイス制度とは
120 簡易課税制度とは

三訂版

農業委員・農地利用最適化推進委員必携

農地・農業の法律相談ハンドブック

共著 本木 賢太郎(弁護士・税理士・公認会計士) 他

令和5年4月から施行された

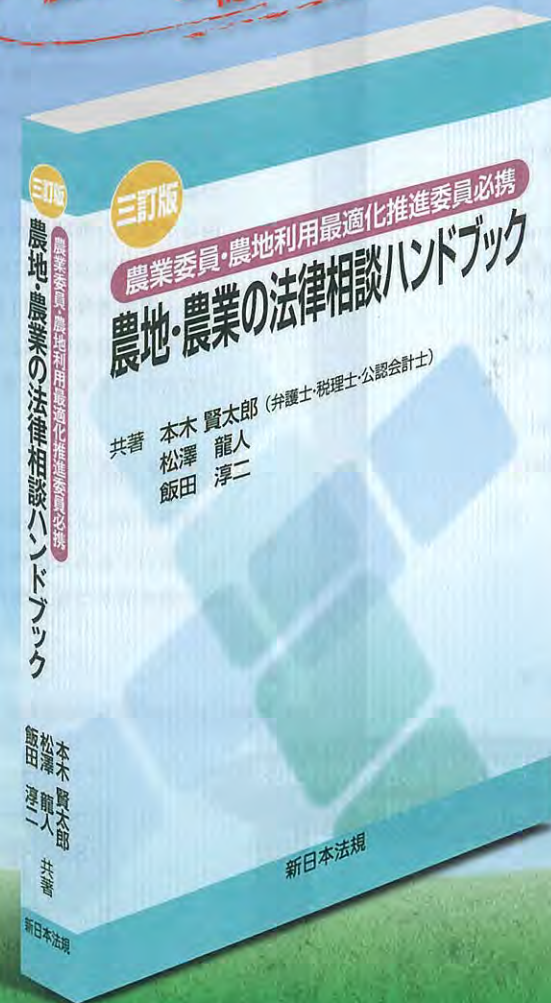
「地域計画の創設」

「農地中間管理事業の新たな仕組み」

「農地法3条の下限面積要件の撤廃」

などの改正を反映した最新版!

農業者から寄せられる相談を一冊に集約!



農業委員及び農地利用最適化推進委員が相談を受ける事例を具体的に設定し、関連法令や通知に基づいて回答しています。

農地制度に関する基礎知識や農地・農業に関する税制等、農業委員及び農地利用最適化推進委員だけでなく、農地・農業に携わるすべての方が知っておくべき知識が網羅されています。

A5判・総頁366頁
定価4,400円(本体4,000円)
送料460円
ISBN978-4-7882-9207-9

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

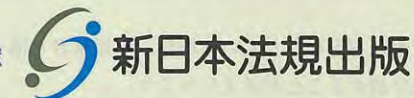
WEBサイト https://www.sn-hoki.co.jp/
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



詳細はコチラ!

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

総合法令情報企業として社会に貢献



内容見本 (A5判縮小)

28 農地転用の手続と要件は

相談内容

自己所有する農地を駐車場用地として知人に売却しようと考えています。売却を考えているその農地の転用には都道府県知事等の許可が必要だと聞きましたが、その手続と許可の要件を教えてください。

相談の内容を具体的に示しています。

回答を簡潔にまとめています。

回答

農地を転用するために都道府県知事等の許可を得るには、許可要件である一般基準と立地基準を共に満たす必要があります。

農地転用の手続は、転用を実施したい者が、農業委員会に許可申請書を法定添付書類等とともに提出します(農地4②・5③)。都道府県知事等の許可を得られれば、申請者に許可書が交付されます。なお、自治体によっては、農地転用手続は、農林水産省共通申請サービスでのオンライン手続が(3参照)可能です。

また、農業委員会は、農地転用の規模が30アールを超える場合等には、都道府県農業委員会ネットワーク機構(農業会議)に意見を聴くことになっています(農地4④・5③、農委43①七)。

解説

細部まで丁寧に解説しています。

1 一般基準

主な一般基準の要件は以下のとおりです。要件の全てを満たす必要があります(農地4⑥三~六・5②三~八、農地規47・57)。

解説の根拠となる法令や通知を明示しています。

48 昔から残っている抵当権登記(休眠抵当権)を抹消したい

相談内容

祖父の代に返済が終わっているはずの借金を担保する抵当権が、抹消されないうまま残っています。抵当権を抹消する方法を教えてください。

回答

登記されている抵当権者が現在も存在している場合、担保権者と協力・共同して抹消登記手続申請することが考えられます。

また、債権の全部を弁済したことを証する資料が残っていない場合、

52 地域計画の策定と目的

相談内容

農業経営基盤強化促進法の一部改正が2023(令和5)年4月1日に施行され、人・農地プランが法定化され、市町村では地域計画の策定に着手していますが、法律上の計画策定の目的や手続等について教えてください。

回答

地域計画とは、農業経営基盤強化促進法19条に規定された地域農業経営基盤強化促進計画をいい、一部改正により、農業経営基盤強化促進基本構想を定めた市町村(以下「同意市町村」といいます)は、農業者等による協議(農業基盤強化18)を経て、協議の対象となった区域の農業の将来の在り方や目指すべき農用地の利用の姿を示した目標地図等を定めた地域計画を策定することが規定されました。計画策定後は、地域計画の実現に向けて、農業委員会を中心に農地中間管理事業による農用地等の利用を進めていきます。

なお、同意市町村は、市街化区域を除き、地域計画を策定するものとされています(基本要綱第11)。

解説

農業者等による協議の場合は、同意市町村が諸条件を考慮して一体として適当であると認められる地域ごとに、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため必要な事項について、農業者、

85 死亡した農地所有者に相続人がいない場合は

相談内容

甥が農地を相続し農業に従事してきましたが、農地所有者となった甥が急死してしまいました。甥には子がおらず両親(相談者の兄弟夫婦)も死亡しており、兄弟姉妹もいないため相続人が存在しません。相続人が存在しない場合、どのように対応すればよいのでしょうか。

回答

相続人が存在しない場合、家庭裁判所に相続財産清算人の選任を申し立て、家庭裁判所が選任した相続財産清算人は、相続財産を管理し、必要に応じて清算を行います。

農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区をはじめ関係者の参加を得て設け、公表するものと規定されています(農業基盤強化18①、農業基盤強化16①)。同意市町村は協議の場を設けようとするときは、あらかじめ、その日時や場所を公表し、協議にあたっては地図を活用するものとしています(農業基盤強化18②、農業基盤強化16②)。

地域計画は、協議の場の結果を踏まえ、基本構想(51参照)の期間(農業基盤強化令6①)について、おおむね次の事項を定めるものとしています(農業基盤強化19②)。

- ① 地域計画の区域
- ② 当該区域における農業の将来の在り方
- ③ 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- ④ 農業者をはじめ地域計画の区域の関係者が目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

さらに、地域計画では、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示します(以下「目標地図」といいます。)(農業基盤強化19③)。目標地図については、同意市町村が農業委員会に対し、素案を作成し提出するよう求めることができます(農業基盤強化20①)。

同意市町村は、地域計画を定めるときは、その旨を公告し、地域計画案を公告の日から2週間縦覧に供さなくてはならないと規定されています(農業基盤強化19⑦)。

地域計画を策定した区域では、その実現に向けて、農地中間管理事業による農用地の利用権の設定の促進(農業基盤強化21①)や必要に応じ買入れの要請(農業基盤強化22①)等を行います。

さらに、農業委員会若しくは農業振興地域の農用地区域の農用地等の所有者等は、農地中間管理機構及び農用地等の所有者等の3分の2以

相続人が不存在という状況を回避する上で、特別縁故関係に相当すると考えられる者等との間で生前に養子縁組をし、養親子関係を形成する対応が考えられます。

2 相続財産清算人が選任された後の手続

相続財産清算人が選任された後の手続は以下のとおりです。まず、家庭裁判所は、相続財産清算人を選任したときは、遅滞なく相続財産清算人の選任をした旨と相続人がいるのであれば一定期間内(期間は6か月以上で裁判所が定めます。)に権利主張すべき旨の公告を行います(民952②)。

相続財産清算人は、全ての相続財産債権者・受遺者に対し、裁判所が公告した権利主張期間内に完了する2か月以上の期間を定めてその

が、そこまで厳格に考えることもない。卑近な例を使えば、「姉は結婚祝いをもたらしたのに、祖母に後見が始まったので、妹はもらえない」という事態は、孫姉妹間に不平等感を生じさせるし、被後見人（祖母）としても本意ではあるまい。

冠婚葬祭については、被後見人と当該親族の関係（親疎、世話や負担の有無等）、前例、被後見人の意向や推定的意思等に照らして祝儀等を渡すのが相当と考えられる場合には、被後見人の財産等に照らして社会的に妥当と考えられる金額を提供することは許される（後見人の裁量の範囲内）と考える【私見】（運用の状況と課題110も、被後見人と相手方との関係に照らして妥当な金額であれば許されるとする。後見の実務82も同旨。ハンドブックのQ8も同旨であったが、令和4年版から「被後見人の意思や意向を確認した上で」という留保がついている。）。ただし、親族や周囲の人間の意向に振り回されないよう十分留意する必要がある。

【実務】的には、金額によっては事前に裁判所に照会し（*）、あるいは経験が浅い後見人は消極に対応するのが無難であろう（祝儀を出さないことが善管注意義務違反となることはない。）。また、後見監督人がある場合は、贈与は金額のいかんにかかわらず監督人の同意を要するので、監督人と事前の調整が必要である。

（*）東京家庭裁判所では、贈与については事前に連絡するよう求めている。

q56-2 お年玉・小遣い等は？

a 祝儀・不祝儀と同様。なお、子や孫への比較的少額の定期的贈与について、後見の実務80は、「本人が判断能力を有する時期から継続的に行っていたことが明らかで、かつ、本人の将来の療養看護に十分な財産が存在するような場合であるなどの事情があれば、従前行われていた金額の範囲内でこれを継続することは認められることがある」とする。

解説

Q56 被後見人の親族へ贈与・貸付をしてよいか？

A 原則として許されない。

○被後見人の親族への贈与・貸付

後見人は被後見人の財産について、管理権、包括的な代理権を有する（民859）。したがって、後見人が被後見人を代理して被後見人の財産を第三者へ贈与、貸付をした場合、それ自体は有効である（なお、書面によらない贈与契約は、履行を完了するまでは解除できる〔民550〕。）。

他方、後見人は善管注意義務を負っており（民869による644の準用）、無意味に被相続人の財産を減少させると、同義務に違反することになる。贈与は対価のない単純な財産減少行為であるから、後見人が被後見人の財産を第三者へ贈与する行為は原則として善管注意義務に違反する。また、貸付は、焦げ付く危険があるので、善管注意義務に違反する可能性が高い。

この意味から、第三者への贈与、貸付は、【原則】として禁止される。

他方で、後見が開始したからといって被後見人を取り巻く親族関係や社会的関係に変更を来すものではないから、親族や社会との良好な関係は継続されるべきであり、それまで被後見人が行っていた冠婚葬祭に伴う贈与や社会的儀礼に属する贈与まで否定することは被相続人の（推定的）意思に反するであろうし、ノーマライゼーションの考え方も相容れない。そこで、社会的に相当と判断される贈与等については許容されてよい（後見人の裁量の範囲内）という考え方も成り立つ。

q56-1 冠婚葬祭の祝儀・不祝儀は許されるか？

a 冠婚葬祭に伴う祝儀・不祝儀は、法律的には贈与に当たる。「冠婚葬祭における金銭提供は、個人々の気持ちに依拠するところが大きく、代理になじまない」（金書II507〔大山七重〕）と消極的な意見もある

Advice

○売買契約を締結するときの留意点

売買契約には、一般に、売主が境界を明示する義務、瑕疵担保（契約不適合）責任（民562～565）が規定される。しかし、後見人は境界に関する情報を持ち合わせていないのが通常であり、また契約後に代金減額や契約解除の紛争が起きるのは望ましくないため、できればこれらは免除する契約内容にしておきたい（大澤97）。

3 家庭裁判所の許可等

後見監督人がある場合には、不動産の売却には、後見監督人の同意が必要である。

不動産が被後見人の居住用である場合には、（後見監督人の同意に加え）家庭裁判所の許可が必要である（→Q65）。

Q65 居住用不動産の処分は？

A 家庭裁判所の許可を要する。許可なく処分した場合は、無効である。

Column

○取消権の呪縛？

任意後見のデメリットとして取消権がないことを挙げるのが一般的であるが、果たして取消権は機能するのだろうか？ 実際、悪徳商法に対して事後に取消権を行使して被害の回復（原状回復）ができたという例がどれほどあるだろう（日本弁護士連合会「成年後見法大綱（最終意見）」（1998年）28）。正常な取引は取消しの必要はなく、むしろ「取引の安全」を害するおそれがある（成年後見制度の改正議論において金融機関や証券会社の心配はこの点にあった。）。本人の保護は、行為能力制限（成年後見制度による取消し）ではなく、取引法や消費者法における「不公正・過大」を理由にする一般的な取消権を整備する方が妥当な結果を導くように思われる。

Q153 任意後見と法定後見の関係は？

A 任意後見契約が登記されている場合は、原則として、任意後見が優先される。

解説

1 任意後見と法定後見の調整
任意後見は本人の意思に基づく支援制度であるから、任意後見と法定後見とは任意後見が優先する。任意後見の登記がなされていて両者が競合する可能性がある場合には、裁判所は、法定後見による支援が「特に必要」かにより判断する。具体的には、以下のとおり。

2 任意後見監督人選任申立てがなされた場合
先行する法定後見がなければ、裁判所は、任意後見監督人の選任要件を

成年後見実務マスター

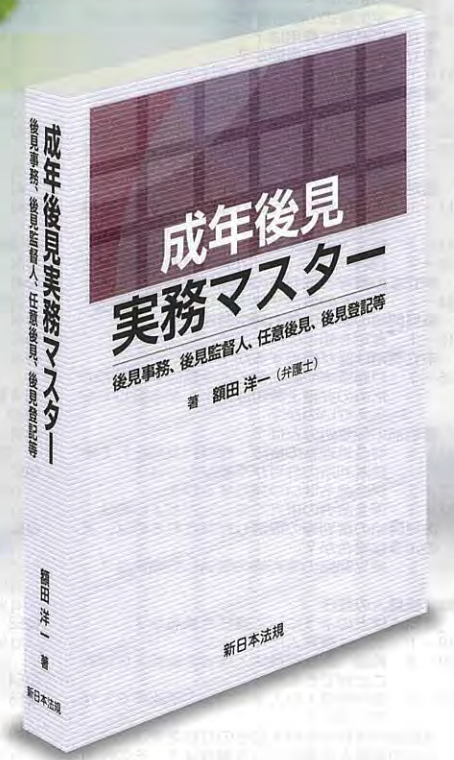
—後見事務、後見監督人、任意後見、後見登記等—

著 額田 洋一（弁護士）

◆成年後見制度の理論上の問題から現実的な対応まで、課題解決に役立つ実務知識を解説しています。

◆成年後見・任意後見の制度手続にとどまらず、消費者保護、社会保障、税金など後見事務の遂行に関わる多種多様な法律実務を網羅しています。

◆制度の黎明期から実務をリードしてきた著者がその知見と経験をまとめた関係者必携の一冊です。



A5判・総頁466頁
定価5,720円（本体5,200円）送料460円
ISBN978-4-7882-9206-2

0120-089-339（通話料無料）

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



詳細はコチラ！

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

〈電子版〉
定価 5,170円（本体4,700円）

パソコン スマートフォン タブレット で閲覧いただけます。
「新日本法規アプリ」での閲覧は、iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playよりアプリ（無料）をインストールし、電子書籍をダウンロードしてご利用ください。ブラウザでの閲覧は、ストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

掲載内容

序章

- Q1 成年後見制度とは？
Q2 法定後見とは？
Q3 任意後見とは？
Q4 成年後見制度の対象者は？
Q5 外国人の利用は可能か？

第1章 成年後見の開始

- 第1節 開始の手続
Q6 成年後見はどのようにして開始するか？
Q7 申立てはどのようにするのか？
Q8 申立てができるのは？
Q9 申立書、必要書類等は？
Q10 申立てに必要な費用は？
Q11 申立ての取下げは可能か？
Q12 審判手続はどのように進められるか？
Q13 鑑定とは？

- Q14 申立ての趣旨と裁判所の判断が異なったら？
Q15 後見開始の審判の効力発生時期は？
Q16 申立費用は誰が負担するか？
Q17 審判前の保全処分とは？
Q18 後見開始の審判等の取消しの効果は？

第2節 後見人の選任

- Q19 後見人はどのようにして選任されるか？
Q20 家庭裁判所から後見人選任の打診を受けたら？
Q21 複数の後見人が選任される場合は？
Q22 後見人の職務は？
Q23 後見人の財産管理権限は？
Q24 後見人の代理権の範囲は？
Q25 取消権とは？
Q26 成年後見人の一般的な義務は？

第2章 後見事務

- 第1節 後見事務の概要
Q27 成年後見人の権限に制約がある場合は？
Q28 後見人の報酬は？
Q29 後見事務の費用は？
Q30 後見人に不正・不当な行為がある場合に親族等がとり得る手段は？
Q31 成年後見人の権限の証明方法は？
Q32 復代理人選任の可否は？
Q33 成年被後見人宛ての郵便物の管理は？
Q34 利益相反行為については？
Q35 特別代理人とは？
Q36 中核機関とは？

- 第2節 後見開始時の職務
Q37 成年後見人の就任時にすべきことは(総論)？
Q38 本人面接の留意点とは？
Q39 財産目録の作成は？
Q40 財産調査の方法は？
Q41 財産・書類等の引渡しを受けるのはどのようにするか？
第3節 裁判所への報告等
Q42 金銭機関への対応は？
Q43 後見開始に反発する親族がいるケースでは？
第4節 財産管理
Q44 裁判所への報告はどのようにして行うか？
Q45 定期報告とは？
Q46 随時報告とは？
Q47 後見監督人がいる場合の報告は？
Q48 家庭裁判所への照会はどのようにしてするか？

- 第5節 消費者被害への対応は？
Q49 消費者被害をどのようにして発見するか？
Q50 消費者被害をどのようにして防止するか？
Q51 冠婚葬祭の祝儀・不祝儀は許されるか？
Q52 年金の受給は？
Q53 賃料・配当収入の管理は？
Q54 預金通帳、重要書類等の管理は？
Q55 高価品・嗜好品の購入は？
Q56 被後見人の親族へ贈与・貸付をしてよいのか？
Q57 扶養義務への対応は？
Q58 第三者への寄付等は？
Q59 消費者被害への対応は？
Q60 成年被後見人が交通事故に遭ったら？
Q61 成年被後見人が第三者へ危害を加えた場合は？

- 第6節 不動産の管理とは？
Q62 不動産の管理は、どのようにするのか？
Q63 賃貸不動産の管理は？
Q64 不動産の処分は？
Q65 居住用不動産の処分は？
Q66 居住の確保-被後見人の自宅が借家の場合は？
Q67 居住の確保-被後見人の自宅が借家の場合は？
Q68 金融取引
Q69 預貯金等の管理は？
Q70 預金の預け替え等も可能か？
Q71 借入をすることは可能か？
Q72 株式・投資信託等の管理は？
Q73 株主権の行使は可能か？
Q74 投資をしてもよいのか？
Q75 保険の管理は？
Q76 債権の管理は？
Q77 負債の処理は？
Q78 クレジットカードは？
Q79 リバースモーゲージとは？
Q80 知的財産の管理は？
Q81 自動車の管理は？
Q82 商品券・切手等の管理は？
Q83 相続における後見人の役割とは？
Q84 相続の基本的仕組みとは？
Q85 遺産分割に臨む方針は？
Q86 遺留分の侵害がある場合は？
Q87 負債が多い場合は？
Q88 成年被後見人が遺言をするには？

- 第5節 身上監護
Q89 身上監護とは？
Q90 定期面会は必要か？
Q91 ネットワークの構築は必要か？
Q92 居所指定権(施設入所の決定)は？
Q93 高齢者向けの住まいにはどのようなものがあるか？
Q94 医療・介護における後見人の役割は？
Q95 成年後見人は医療同意権があるのか？
Q96 高齢者の介護保険サービスの利用は？
Q97 知的障害者・精神障害者の福祉サービスの利用は？
Q98 精神保健福祉法上の役割は？
Q99 介護サービスについての苦情は？
Q100 介護事故が起きたら？
Q101 虐待への対応は？
Q102 身元保証・身元引受人となることを求められたら？
Q103 生活保護の利用は？

- 第6節 訴訟・個人情報等
Q104 被後見人に関する訴訟等については？
Q105 税務申告・納税は？
Q106 被後見人等の個人情報の取扱いは？
Q107 戸籍謄本、住民票等の請求は？
第7節 成年後見の終了
Q108 成年後見は、どのような場合に終了するか？
Q109 成年後見人の辞任は？
Q110 成年後見人の解任は？
Q111 本人死亡時において成年後見人がすべきことは？
Q112 管理の計算は？
Q113 残存財産の引渡しは？
Q114 後見人の最終の報酬は、どのようにするか？

- 第8節 死後事務
Q115 死後事務とは？
Q116 葬儀は？
Q117 生前の墓地購入、永代供養の依頼等は？
Q118 死後事務の費用・報酬は？

- 第9節 後見制度支援信託・支援預貯金
Q119 後見制度支援信託・支援預貯金とは？
Q120 信託のための専門職後見人(信託後見人)の役割は？
Q121 信託後見人の業務の流れは？
Q122 信託設定の際の留意点は？
Q123 後見監督人の職務・役割は？
Q124 後見監督人の義務は？
Q125 後見監督人の選任は？
Q126 監督人選任時の打診は？
Q127 監督人選任時に打診される事項は？
Q128 監督の対象は適法性に限るか、後見等の事務の質の向上を含むか？
Q129 重要行為等への同意は？
Q130 監督人の報酬、後見監督の費用は？
Q131 監督業務における留意点は？
Q132 急迫な事情下における同意の要件は？
Q133 任意後見監督人の辞任・解任は？

- 第3章 後見監督人
Q123 後見監督人の職務・役割は？
Q124 後見監督人の義務は？
Q125 後見監督人の選任は？
Q126 監督人選任時の打診は？
Q127 監督人選任時に打診される事項は？
Q128 監督の対象は適法性に限るか、後見等の事務の質の向上を含むか？
Q129 重要行為等への同意は？
Q130 監督人の報酬、後見監督の費用は？
Q131 監督業務における留意点は？
Q132 急迫な事情下における同意の要件は？
Q133 任意後見監督人の辞任・解任は？

- Q134 後見監督終了時の職務等は？
第4章 保佐・補助
Q135 保佐・補助の申立ては？
Q136 保佐・補助開始の申立てをする場合の留意点は？
Q137 保佐・補助についても保全命令の制度があるか？
Q138 保佐・補助の基本的義務は？
Q139 保佐・補助人の財産管理権はどのようなものか？
Q140 保佐・補助人に財産目録の作成義務はあるか？
Q141 保佐・補助人の身上監護事務は？
Q142 保佐の要同意事項は？
Q143 同意権・取消権行使における留意点は？
Q144 同意に代わる裁判所の許可とは？
Q145 代理権行使の留意点は？
Q146 保佐人・補助人に裁判所への報告義務が発生するのは？
Q147 保佐人・補助人の報酬、費用負担の定めは？
Q148 利益相反行為は？
Q149 保佐・補助は、どのような場合に終了するか？
Q150 保佐監督人・補助監督人の制度は？

- 第5章 任意後見
第1節 任意後見の検討
Q151 任意後見のメリットと限界は？
Q152 任意後見契約の相談を受けた場合の留意点は？
Q153 任意後見と法定後見の関係は？
第2節 任意後見契約の締結
Q154 任意後見契約の締結方法は？
Q155 任意後見人となる者は？
Q156 任意後見監督人を選任した後に、任意後見人に不適格事由を生じたときは？
Q157 任意後見監督人を選任した後に、任意後見人に不適格事由を生じたときは？
Q158 任意後見監督人を選任する必要がある場合は？
Q159 任意後見契約の解除は？
Q160 任意後見監督人の選任申立ては？
Q161 任意後見監督人の選任申立ては？
Q162 任意後見監督人が選任されるまでの任意後見受任者の職務は？
Q163 任意後見人選任審判の管理手続は？
Q164 任意後見監督人の選任申立ては？
Q165 任意後見監督人の選任申立ては？
Q166 任意後見監督人が選任されるまでの任意後見受任者の職務は？
Q167 任意後見監督人の選任申立ては？

- 第3章 任意後見監督人の選任(任意後見の開始)
Q168 任意後見監督人の選任申立ては？
Q169 任意後見監督人が選任されるまでの任意後見受任者の職務は？
Q170 任意後見監督人の選任申立ては？
Q171 任意後見監督人が選任されるまでの任意後見受任者の職務は？
Q172 任意後見監督人の選任申立ては？
Q173 任意後見監督人が選任されるまでの任意後見受任者の職務は？
Q174 任意後見監督人が選任されるまでの任意後見受任者の職務は？
Q175 任意後見監督人が選任されるまでの任意後見受任者の職務は？
Q176 任意後見監督人が選任されるまでの任意後見受任者の職務は？
Q177 後見登記制度の概要は？
Q178 登記事項は？
Q179 成年後見人等が登記申請をする必要がある場合は？
Q180 任意後見人が登記申請をする必要がある場合は？
Q181 登記事項証明書の取得は？
Q182 登記申請手続は？
第7章 取引の相手方の留意事項
第1節 法定後見(成年後見・保佐・補助)
Q183 成年後見等であることの確認は？
Q184 不動産取引における留意事項は？
Q185 銀行取引における留意事項は？
Q186 介護・福祉サービスの提供における留意事項は？
Q187 複数後見人の場合の留意事項は？
Q188 被後見人への通知は誰に発送するか？
第2節 任意後見
Q189 任意後見監督人選任前の取引における留意事項は？
Q190 任意後見人選任後の留意事項は？
Q191 第三者の同意の要否の確認は？

- 判例年次索引
資料
○成年後見関係民法条文(準用関係)
○審判手続一覽
○登記の申請を要する場合と手数料

- 各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

- Q154 任意後見契約の締結を受けた場合の手順は？
Q155 任意後見契約締結の費用は？
Q156 任意後見契約の証人等は必要か？
Q157 任意後見人となる者は？
Q158 任意後見監督人を選任した後に、任意後見人に不適格事由を生じたときは？
Q159 任意後見監督人を選任した後に、任意後見人に不適格事由を生じたときは？
Q160 任意後見監督人を選任する必要がある場合は？
Q161 任意後見契約の解除は？
Q162 任意後見監督人の選任申立ては？
Q163 任意後見監督人が選任されるまでの任意後見受任者の職務は？
Q164 任意後見監督人の選任申立ては？
Q165 任意後見監督人が選任されるまでの任意後見受任者の職務は？
Q166 任意後見監督人が選任されるまでの任意後見受任者の職務は？
Q167 任意後見監督人が選任されるまでの任意後見受任者の職務は？
Q168 任意後見監督人が選任されるまでの任意後見受任者の職務は？
Q169 任意後見監督人が選任されるまでの任意後見受任者の職務は？
Q170 任意後見監督人が選任されるまでの任意後見受任者の職務は？
Q171 任意後見監督人が選任されるまでの任意後見受任者の職務は？
Q172 任意後見監督人が選任されるまでの任意後見受任者の職務は？
Q173 任意後見監督人が選任されるまでの任意後見受任者の職務は？
Q174 任意後見監督人が選任されるまでの任意後見受任者の職務は？
Q175 任意後見監督人が選任されるまでの任意後見受任者の職務は？
Q176 任意後見監督人が選任されるまでの任意後見受任者の職務は？
Q177 後見登記制度の概要は？
Q178 登記事項は？
Q179 成年後見人等が登記申請をする必要がある場合は？
Q180 任意後見人が登記申請をする必要がある場合は？
Q181 登記事項証明書の取得は？
Q182 登記申請手続は？
第7章 取引の相手方の留意事項
第1節 法定後見(成年後見・保佐・補助)
Q183 成年後見等であることの確認は？
Q184 不動産取引における留意事項は？
Q185 銀行取引における留意事項は？
Q186 介護・福祉サービスの提供における留意事項は？
Q187 複数後見人の場合の留意事項は？
Q188 被後見人への通知は誰に発送するか？
第2節 任意後見
Q189 任意後見監督人選任前の取引における留意事項は？
Q190 任意後見人選任後の留意事項は？
Q191 第三者の同意の要否の確認は？

- 判例年次索引
資料
○成年後見関係民法条文(準用関係)
○審判手続一覽
○登記の申請を要する場合と手数料

- 各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

- 各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

- 各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

- 各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

- 各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

- 各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

- 各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

- 各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

- Q161-2 任意後見契約の無効(意思無能力)を任意後見監督人選任の審判の争点にできるか？
Q162 任意後見監督人の人選は？
Q163 任意後見監督人の人選は？
Q164 任意後見監督人の人選は？
Q165-1 タクシー利用を認める合意は可能か？
Q166-1 複数後見人の場合は？
Q167 任意後見監督人の監督は？
第5節 任意後見契約の終了
Q168 任意後見の終了原因は？
Q169 任意後見の終了原因は？
Q170 任意後見の終了原因は？
Q171 任意後見の終了原因は？
Q172 任意後見の終了原因は？
Q173 任意後見の終了原因は？
Q174 任意後見の終了原因は？
Q175 任意後見の終了原因は？
Q176 任意後見の終了原因は？
Q177 後見登記制度の概要は？
Q178 登記事項は？
Q179 成年後見人等が登記申請をする必要がある場合は？
Q180 任意後見人が登記申請をする必要がある場合は？
Q181 登記事項証明書の取得は？
Q182 登記申請手続は？
第7章 取引の相手方の留意事項
第1節 法定後見(成年後見・保佐・補助)
Q183 成年後見等であることの確認は？
Q184 不動産取引における留意事項は？
Q185 銀行取引における留意事項は？
Q186 介護・福祉サービスの提供における留意事項は？
Q187 複数後見人の場合の留意事項は？
Q188 被後見人への通知は誰に発送するか？
第2節 任意後見
Q189 任意後見監督人選任前の取引における留意事項は？
Q190 任意後見人選任後の留意事項は？
Q191 第三者の同意の要否の確認は？
○判例年次索引
資料
○成年後見関係民法条文(準用関係)
○審判手続一覽
○登記の申請を要する場合と手数料

- 各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

- 各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

- 各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

- 各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

- 各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

- 各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

- 各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

- 各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

- 各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

- Q161-2 任意後見契約の無効(意思無能力)を任意後見監督人選任の審判の争点にできるか？
Q162 任意後見監督人の人選は？
Q163 任意後見監督人の人選は？
Q164 任意後見監督人の人選は？
Q165-1 タクシー利用を認める合意は可能か？
Q166-1 複数後見人の場合は？
Q167 任意後見監督人の監督は？
第5節 任意後見契約の終了
Q168 任意後見の終了原因は？
Q169 任意後見の終了原因は？
Q170 任意後見の終了原因は？
Q171 任意後見の終了原因は？
Q172 任意後見の終了原因は？
Q173 任意後見の終了原因は？
Q174 任意後見の終了原因は？
Q175 任意後見の終了原因は？
Q176 任意後見の終了原因は？
Q177 後見登記制度の概要は？
Q178 登記事項は？
Q179 成年後見人等が登記申請をする必要がある場合は？
Q180 任意後見人が登記申請をする必要がある場合は？
Q181 登記事項証明書の取得は？
Q182 登記申請手続は？
第7章 取引の相手方の留意事項
第1節 法定後見(成年後見・保佐・補助)
Q183 成年後見等であることの確認は？
Q184 不動産取引における留意事項は？
Q185 銀行取引における留意事項は？
Q186 介護・福祉サービスの提供における留意事項は？
Q187 複数後見人の場合の留意事項は？
Q188 被後見人への通知は誰に発送するか？
第2節 任意後見
Q189 任意後見監督人選任前の取引における留意事項は？
Q190 任意後見人選任後の留意事項は？
Q191 第三者の同意の要否の確認は？
○判例年次索引
資料
○成年後見関係民法条文(準用関係)
○審判手続一覽
○登記の申請を要する場合と手数料

- 各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

- 各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

- 各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

- 各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

- 各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

- 各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

- 各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

- 各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

- 各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。